

# 近世封建制社会における慈恵と扶助

——長州藩の「社会事業」研究——

脇 英 夫

## 目 次

はじめに

第1節 封建制社会と生活諸問題

第2節 慈恵的救済

第3節 共同体内相互扶助の奨励と強制

む す び

## はじめに

近代資本主義の必然的所産である貧困と、その周辺の生活諸問題の対応策は、所謂社会事業である。近時社会事業は、社会福祉事業とも称せられておりさらに社会福祉事業の略称としての社会福祉（狭義）と、社会保障制度やその関連政策を含む総合福祉政策を含む概念としての社会福祉（広義）とがあり、むしろ後者の方がしばしば用いられている。今日、先進資本主義国家の多くは所謂福祉国家を標榜しているが、その政策の内容は上記のような広義福祉政策の推進であり、今日では資本主義体制を存続させる上でも、福祉政策の推進は必要不可欠と考えられている。

社会事業の概念がこのように広汎な内容を包むようになっても、その起源は、近代資本主義初期における、英国救貧法（**Poor Laws**）の実施にある。すなわち、16・7世紀にはじまる英国の公的扶助は今日の社会事業の源流であり、今日の広汎な社会福祉諸政策はその下流にある幅広い流れと考えられる。

このように社会事業の発祥を近代に求めるとすればそれ以前の封建制社会における、生活諸問題に対する社会的対応はなんと呼べばよいのか。われわれは一般に、それをもやはり「社会事業」とよんでいる。近世社会で人々がそのような概念を抱いていたかどうかはここでは問わずに、近世にも「社会事業」に相当するものがあったと考えているのである。

「日本社会事業史」<sup>(4)</sup> 中には近世の史実も取扱われている。ただ同じく「社会事業」と称するも近世と近代とでは、社会構造の相違から、相似の属性は持つが、著しく異質的でもある。

本稿で私が試みようとするのは、近世長州藩における「社会事業」の研究に属するものである。幕藩体制の下では、体制維持のために百姓に対し、高率貢租を課して、その生産物の半量以上を収取していたので、大半の百姓は貧窮が常であった。特に江戸中期以降は、支配層の生活や、諸行事が豪華になるにつれて、百姓への誅求は苛烈を加えたのである。加うるに暴風、豪雨、蝗害等による凶作は飢饉を招き百姓に死者、病者を多数出すようになり、武士支配層は百姓の労働力保護の意味からも救済制度を設け、貧窮者収容施設を設置したりしている。しかしこれら施設、制度が対応するところには限界がある。これとは別に広汎な百姓の生活諸問題に対応して、その最低生活を維持せしめたものは、百姓間で行われた相互扶助の力であろう。近世の農村社会には、血縁と地縁による農民の諸共同体が網の目のように張りめぐらされていて、これら共同体内部では盛んに相互扶助が行われたのである。武士支配層は共同体内扶助を奨励したばかりでなく、それを強制さえして、百姓相互の救済に成功しているが、これも慈恵的救済と並んで一つの「社会事業」としてみることができる。

長州藩の慈恵的救済に関する研究では、すでに三輪為一、三坂圭治、河村乾二郎諸氏による優れた論稿があり、また「防長風土注進案研究要覧」中に山口県文書館専門研究員諸氏による解説もあり、かなり解明されている。

以上要するに、近世長州藩の「社会事業」は、藩支配者の慈恵としての諸救

---

注(1) たとえば吉田久一著『日本社会事業の歴史』1960年頸草書房発行がある。

済策と農村社会内の諸共同体内部の農民の相互扶助とを二大支柱として行われていると私はみる。本稿では藩が制定した諸法制，藩宰判の行政記録等を史料として抽出して，以上のような「社会事業」の実態を解明することにつとめた。史料の不足，それに何よりも研究の不足から十分な成果をあげえないとおもうが，今後の研究により補っていきたい。

## 第1節 封建制社会と生活諸問題

### 封建社会の基本構造と矛盾

近世封建制社会の生活問題は，その社会構造の中で発生したものであるから，社会事業＝生活諸問題対策についてのべるに先だって，生活諸問題を産みだした母胎たる封建制社会の構造について，簡単にではあるがみておきたいとおもう。

近世封建制社会は，古代より引続く貢納制社会であり，その最後の段階にあたる。その特徴は武士支配層による土地と農民の支配である。土地を領有することで，同時に土地に付着している農民とその生産物を掌中に納めた武士階層は，経済と社会に関し，強力な支配権を掌握したのである。彼ら自らは生産に従事せずに，農民の生産物たる米穀その他の農産物を収取することによって，自らの生存と支配権を維持しなければならず，この点が封建制社会の基本的矛盾になった。そのために彼ら武士階層は，自らと家族の生活費並びに封建的支配のための行政諸経費を捻出するために，農民の労働の成果たる生産物に対し，今日では想像できぬ程の高率の貢租を課し，その収取を敢て行ったのである。このような貢納制度が，農民の生活に重くのしかかって，深刻・広汎な生活諸問題を産み出したのである。

### 農民よりの収取

幕藩体制の下で，農民へ課せられた貢租は，次の三種である。

① 本年貢（本途物成，または本土貢ともいう。）米の生産に対する課税

で、米の現物納である。五公五民とか、四公六民とかは表向きのこと、実際は数多くの付加税が上載せられて、7:3か6:4が普通であった。

② 小物成(雑税)

③ 出役(助郷などの労務提供)

幕府、藩財政の財源は全面的に土地よりの生産物に依存している関係上その財政の膨脹による財政悪化のしわよせは直ちに、農民よりの収取の強化につながったのである。徳川家康智謀の将本多正信の著書と伝えられる「本佐録」にいう次の如きは領主支配層の幕藩体制初期の考え方であろう。

「百姓は天下の根本なれば、先づ一人一人の田地の境目を能く立て、一年の入費を積らせ其の余を年貢に収めしめて財の余らぬように、又不足せざる様にせしむべきものなり。」

時代が下がると幕・藩共に出費増加し、いずれも甚しく財政悪化し、その立直しをはかるが、才出抑制をいくら試みても効果なく、専ら百姓よりの収取の強化をはかるようになるが、支配層の考え方も前記「不足せざるように」など云ってはおれぬようになり、「百姓と胡麻の油は搾れば搾る程出るものなり。」に変わって、農民は一部富農等の特権農民を除き、押しなべて、その生活は窮乏の極に達したというも決して過言ではない。そのような百姓の生活を谷山恵林は「日本社会事業史」中で次のように描いている。

「洵に百姓はその負担に堪え難く、常に辛苦に辛苦を重ねて、収獲せるものは、ほとんど年貢にとられる有様であった。若しそれこれらを納入すること能はざれば、絶えず催促を受け、或る者は妻子を売り、田畠、山林、牛馬を手放し、家を破りて流浪し、行方なきものは乞食となるより外なかったのである。偶々村里に残留しうるとも、凶年になれば餓死をまぬかれない輩もあった。甚しきに至ってはこれら未遂の者に対して、水せめ・簀責(すのこせめ)・木馬などの刑を科したが、そのため病を發して死或いは不具となるものすくなくなかった。」<sup>(1)</sup>

注(1) 谷山恵林著『日本社会事業史』1950年大東出版 391ページ

また貧窮農民にとっては、洪水・干天・蝗害等による凶作の襲来は更に決定的で、自己保有米はもちろん有る筈もなく、草根木皮あらゆる物を食し、たまたまの賑恤（施米）もゆきわたらず、餓死者が大量に出ることしばしばであった。飢饉時の救荒食物については、平素より民衆間で伝承されたり、或いは多数の出版物も出された。<sup>(2)</sup>

かくて誅求に苦しみ、死に迫られた農民としては、逃散・越訴・愁訴その他の集団行動によって領主支配の堅い壁に対する反抗の拳に出る以外に道はなかった。すでによく知られているように、百姓一揆は江戸時代を通じて全国に一千件以上、長州藩でも50件も発生している。<sup>(3)</sup> 百姓一揆は武士の土地支配の根幹をゆるがす大問題であるので領主支配層は、稀には譲歩することもあったが、おおむね厳しい弾圧を以って臨み、農民を犠牲にして鎮静化をはかった。しかし一揆に至らぬように、未然防止が、支配者としては重要課題であり、そのため行政上にさまざまな工夫を凝し、硬軟両様の政策を併せ用いたのである。

### 農村支配の基本方針

農民に対してはその生活が成立つか否かを問う余裕などない程の高率貢租徴収を強行するには、強圧も辞さない姿勢は当然のことであるが、一方貢租として納められる穀物等を生産しているのは農民一人一人であるから、誅求の余り労働力そのものを失うことは、金の卵を産むニワトリを失うにひとしいことになり避けなければならない。

封建支配層の農民支配にとっては、このような二律背反的な要請が背景になっているために、強圧的姿勢に終始することはできず、藩主の特別な慈悲による寛大な政策＝慈恵策をも併せ用いる政策をとったのである。

慈恵策中の顕著なものは、収取の対象の百姓に対する各種救済策であって貢租として収納した米銀の1部を割いて貯蔵する、「囲石」「囲米」或いは「貯蔵米銀」制度の活用によるものが多い。

---

注(2) たとえば『飢饉食物製法』（天保八年）『救飢提要』（嘉永三年）等数十種に及ぶ書物が出版されている。

(3) 山口県文書館編『防長風土注進案研究要覧』山口県図書館発行1966年 140頁

以上二つの硬軟両様政策を併せ用いなければならない、行政役人の使命も重大で、封建制支配の維持は彼らの双肩にかかっていたというも過言ではなく、彼らの藩より受けた訓諭では、百姓に対して貢租作物生産の重要性を認識せしめるとともに、耕作に精を出すよう指導し、また収納に当っては厳正なるべきことを指示している。ここに長州藩基本法制たる万治制法の一部を抜萃する。

郡中制法(抜萃)<sup>(4)</sup>

一 耕作の事

万民の身命を養うものは、農人の精力にあり、農人の精力を出す事は郡司の教にあり、然るときは四季相応の節を考えて、其の節に先んぜず、其の季に後れず、春は耕し尺地も残らず、切に営み植えるべし、秋に至って毛上の時廉直の沙汰致す可事

付 郡奉行代官の教に順がわず、無精にして耕作に緩かの百姓有レ之は、品に依りて誅伐籠舎過料たるべき事

付 郡司併に手子<sup>(5)</sup>の教に背かず、耕作肝要に営む、百姓数人に越えたるもの有レ之は別して褒美を加う可事

なお郡中制法中前項に続き収納の事の条では未進(未貢納)の百姓に対する嚴重処置を打出して、集団による愁訴を厳禁する旨の規定を明記している。

一 収納の事

春免、秋免等奉行の下知に随い有体の沙汰有る可事

付 諸事所務、濃々(こまごま)の儀は奉行の者申渡す可事

付 年貢有体の上百姓無沙汰にいたし、未進有レ之に於ては其百姓厳法に申付可事

付 代官手子併庄屋、畔頭、私を構へ非分を仕るにおいては、郡奉行堅固に糺し奉行所に達す可、科の軽重に依り、品々の法度に申付可事

付 一村一在所の百姓、徒党を結び一列の愁訴停止たる可事

注(4) 『山口県史料集法制篇近世上』山口県文書館編発行1976年72頁  
万治制法は万治3年(1660)制定

(5) 郡司すなわち代官以下の役人を補助する百姓身分の人夫

1981年11月 脇英夫：近世封建制社会における慈恵と扶助

付 散田の百姓、有体に相定むる所の年貢其百姓未進仕るにをいては、公領、給領地共に蔵米を以て相調う可事

付 国米、延米、公領給地一統申付可事

以上はきわめて一部にすぎないが、領主支配層の農民へ臨む態度の一斑が知られる。

## 第2節 慈恵的救済

### 百姓の生活状態

百姓が生活の為に使えるものは、その生産にかかる米などの上納後の残量、畠作の雑穀、野菜、燃料として付近入会山の樹木小枝くらいで、いずれも微々たる量である。そのほかは、農閑期には日傭に出ることがあるが、それも出役がある場合はできない。米に対しては、6～7割の貢租がかかり、上納後の残余は農民の手に残るが、実際には、塩・魚・日用品購入に宛てる銭を得るため売却換金する。一部富農層以外はこうして、米を自家食料にすることは不可能で多くの中小農以下は雑穀・芋・大根等を食料とするのが常で、それも一旦風水害・干害等災害に遭えばたちまち飢饉になり、小農以下は飢餓線上にさ迷うことになる。

長州藩における藩政末期の農村の状況は、弘化2年(1845)頃に藩が各村より録上せしめた「風土注進案」に克明に描き出されている。阿武郡三見村は萩城下に近く、海岸にも沿った平均的な農村であるが、同村の注進案中の食糧生産収支の計数を検討してみると、全村1,785人の人口で米穀食糧必要量<sup>(1)</sup>に対する不足量は1,405石で1日1人2.16合不足と計算される。<sup>(2)</sup> 平年でも米雑穀を合して約½しか無いから大根・菜・芋を混じて食するが災害時にはこれもなく飢饉になることは火を見るより瞭かなことである。また一部零細農や、病氣

注(1) 1人1日の米必要量は5合

(2) 『防長風土注進案』第20巻当島宰判1964年山口県文書館編山口県図書館発行 465・466頁掲載計算を表示すれば本稿末尾付表のとおりである。

などのために耕作できなかった農家などは、常時飯米不足に陥るのである。

以上のような食糧不足を放置し、また飢饉にも何らかの対策を執らなければ、当然のことながら農業労働力はたちまち影響を蒙り、「万民の身命を養う農人の精力」も尽き、「万民の身命」も危くなるおそれがあるので、封建支配層は多少の譲歩はしのもので、農民救済策をとることが絶対的に必要であり、そのために種々の救済制度が実施されたのである。すなわち支配層は自らの権力と生活存続に必要な方策を慈恵という形で行おうとしたのである。

### 上からと下からの救済策

近世における百姓の窮乏は、長州一国に限られた現象ではなく、もちろん全国的なものであり、幕府・諸藩においては、労働力保存を目的とする支配層からの救済策を盛んに行った。かりにこれを上からの救済策というならば、下からの救済策として、人民相互の扶助は救済目的の上からは甚だ有効で、大きい効果を挙げたといえる。これはもちろん、人民の共同体の網の目の中で、人間自然の情の発露としての扶助のほか、支配層が共同体を利用して扶助を強制する場合も少なくはない。そのような下からの救済については、のちに考察することにして、まず上からの救済策からみれば、谷山恵林著「日本社会事業史<sup>③</sup>」にもあるように、次の諸制度をあげることができるであろう。

- ① 米・金（銀）を官より支給せられる、救金・救米
- ② 米・金（銀）を官より貸与せられる、貸米・貸金
- ③ 兇荒時の施粥（炊き出し）
- ④ 貢租の減免
- ⑤ 貧民収容施設

上記諸方策のうち本稿では主に①②について長州藩の場合をとりあげることにする。⑤については長州藩には該当事項はないようである。

### 貯蓄米銀の制

救金・救米または貸金・貸米を実施するにあたり、必要となるのは、給与ま

注(3) 谷山恵林著『日本社会事業史』前出 414頁

たは貸与の原資であって、このための貯蓄米銀の制度が、幕府・藩・郡・村の各段階において設けられたのである。

長州藩におけるこの制度のはじまりは、松平定信による寛政の改革の一端として各国に令した「寛政囲石」の制で、凶荒時の財政の歳入減に備えるためのもので、飢民救済の目的のものではなかった。<sup>(4)</sup>しかし後にこの構想にならって、飢民救済、そのほかの各種救済や村の土木工事その他不時の用に宛てるための原資として、国内に多くの貯蓄米銀の制が生まれたが、そのうち特に百姓の救済に役立ったものに、郡（宰判）段階の「諸郡御救頼母子」村段階では「地下囲米」「修補（甫）米銀」の諸制度をあげることができる。

百姓救済の上で実際によく応用されたのは、その生活の実情が直接反映される村、あるいは郡設置の修補米銀（しゆほまいぎん）略称修補（修甫）の制度である。石川卓美氏によれば、修補の財源は「諸役局の不用品売却や雑収入、剰余米銀などを蓄積し、利殖運転して得た米銀<sup>(5)</sup>」を主体にして、のちには富農、町人などよりの寄付米銀も多数寄せられるようになる。<sup>(6)</sup>村や郡段階の修補は、その運営には、村役人、大庄屋などの意向が多分に反映されていたので、単純に上からの慈恵とのみはいえず、人民相互の扶助救済の機関としての性格も併せ持つものといえよう。修補米銀は目的別に設定されていて、その名称に目的が示されている。救民修補・賑恤修補・養老修補・愛民修補・濟生修補・浦島取救修補・育嬰修補・浦修甫・心学修甫・牧牛修甫等の種類があった。<sup>(7)</sup>

修甫の目的には、①直接生活困窮者救助を目的とした救民修甫②土木関係③産業振興目的の3種があるとされるが、<sup>(8)</sup>上記のうち救民修甫から育嬰修補までは①に属し、浦修甫は②、牧牛修甫は③、心学修甫はその他と分けられよう。

注(4) 三坂圭治「長州藩の済民策」『山口県地方史研究』第4号1960年山口県地方史学会発行4頁

(5) 山口県文書館編『防長風土注進案研究要覧』山口県立図書館発行1966年92頁

(6) 三坂圭治 前掲論文9頁

(7) 『防長風土注進案研究要覧』前掲92頁

(8) 三坂圭治前掲論文6頁

次にこの修甫の制が具体的に如何なる手続きにより行われたか、その対象となった窮民と救米の具体的な数と量などをみるために、大島郡における嘉永2年（1849）625名への救米に関する文書を「大島宰判本控帳<sup>9)</sup>」の中でみることにする。

御断申上候事

一 米77石5斗

但 難渋百姓

165人へ 人別1斗5升ニシテ 24石7斗5升

195人へ 人別1斗ニシテ 19石5斗

265人へ 人別5升ニシテ 13石2斗5升

右大島郡御宰判当田方土用前繁々之雨天ニテ出痛有レ之其上七月十日、十一日の大雨ニテ出穂吹損シ実入宜しからず候得共 都合持合見拝候エバ御検見の御願相成難く先は惣春受ニテ刈取混納仕候所最初の見込と違い取実一向御座無く大秋入にて御年貢不足に及び候えば数人之儀今更当惑仕候 尚又肝要之唐芋大根作共殊之外不作ニテ 至テ飯料乏シク其上浦方漁業一遍ヲ以て渡世仕候者数多有之近来不漁の上当秋大不漁穀類高直ニテ至極差詰候年柄ニテ難渋の小百姓共当日の取渡も甚六ヶ敷越年の支障等も仕り得ず手の下相捌けざる者共御取救の儀御庄屋中ヨリ追々申出 委細御詮議の上余儀無く分計りへ立下されし分相縮一ツ書の辻御座候間偏ニ格別の御慈悲を以て腰書通当暮払切ニシテ 立遣され御取救御付けられ候様願ひ奉り候 此段宜しく御沙汰成せられ遣さる可候 已上

日付 大庄尾 大元 助左衛門

松原善兵衛殿

ここでみるように救米の対象百姓数は相当多数にのぼり、修甫蓄米量も大量にのぼる。

慶応3年(1867)から1年10月間にわたって、当島(現萩市と周辺農村部)浜崎

注(9) 山口県文書館蔵

(現萩市漁村部)両宰判代官を兼務していた杉梅太郎(明治・吉田松陰の実兄)は、従来<sup>100)</sup>の修甫がその目的別に余りにも細分化されていて、重点的な運営ができない点を改めて、在来の修甫に、各種剰余銀、雑収入等を加え、さらに大庄屋、有力町人よりの寄付金を得て、これを基金とする、多目的修甫を両宰判において創始した<sup>101)</sup>。当嶋宰判の丁卯修甫(一名丁卯賑恤)、浜崎宰判の丁卯増補がそれであって、その設立にあたって、梅太郎が代官として執筆して藩主父子に上聞した次の丁卯賑恤修補根帳草案には、その設立趣旨がよく尽されている。

丁卯賑恤修補根帳草案<sup>101)</sup> 杉梅太郎

凡そ人の病と貧しきとは、憂のうちの常にて替る々々有レ之ものに付、家を持ちたるもの薬を蓄へ、民を預りたるもの窮民を救ふの手当するは、必要になくは不レ叶事と覚へ候、もろこしの教にも、老いて妻なきを鰥といひ、老いて夫なきを寡といひ、老いて子なきを独といひ、幼にして父なきを孤といふ、この四つの者は天下の究民にして告くるところなき者なり、文王政を發し、仁を施すに、必此の四つの者を先にすとあり、されば此手当を成すべき事を、今年丁卯の正月より、彼是と詮議せしに、両宿(明木・佐々並)助銀和市、門欠、延銀の事を見当れり、今迄は僅かに御代官所勘場内数人の潤(うるおい)と斗りに相成候ものにて、是こそ所謂文王の先にする者の手当に成るべきものと考え、右の銀を丸に引除き、基立として、大庄屋其外の献納銀、其他の詰出しもの迄をも集め、別修甫に取立て、年々貧の急を救ひ、乏を補ふの手当とし、貧民は富民に戻り合ひ、薄地は熟地と相成、老人を養ひ、子供を育み、病人へは介抱を加へ、死後の葬、とむらひ迄もかつがつに営み候事の調ひ候様いたし遣はし度、左すれば忽体なくも、御思召の御一端にも相叶ひ、御代官所、勘場の職掌も立可レ申かと存じ、其趣を、郡奉行所へ申出候所、程克く御詮議相成、筑前殿、御聞届の上、御両殿様此主意を御聞及び、御代官所へ達し、勘場中も能々相心得一和、合力して、後年退転な

注100) 三坂圭治前掲論文9頁

101) 『杉民治先生伝』中村助四郎著松陰研究会発行 1935年復刻版マツノ書店発行 1981年 109・110頁

き種々と仕法書、左の通り相定め丁卯賑恤修補と名づくるものなり。(仕法書略す)

同時に両宰判で同様趣旨で発足させた梅太郎は、飯料水用井戸が無かった漁村越が浜に陶管の水道布設を計画し、付近御立山馬鞍山に水源池を設けて、数百間の陶管を埋没し、水を部落中央にひき、水汲みの苦勞を解消した。同時に越が浜南北両港の改修を行い、水道布設費との合計89貫目の工事費の大半は、この修補で賄れたのである。越が浜の漁民は年来の希望が達した喜びに、この工事費返済のために、全漁獲売上高の1%を拠出することを申合せたとあるが、<sup>(4)</sup> このような成功を浜崎宰判で収める一方、当嶋宰判においても、次の記録、明治4年当島宰判本控帳<sup>(5)</sup> にみられるように、明治元年の窮民救済に、ひじょうによく行届いた賑恤が行われている。

## 記

合 米 87石4斗3升9合5勺9才  
銀 143貫334匁8合6厘6毛

内払

銀31匁

但 難渋者之内蚊帳無し之者へ 紙蚊帳入用の白小杉2束5帖御買渡代銀  
右之辻

銀 150匁

但 農業出精高寿者等へ立下され分同断

銀 100匁

但 難渋者之内養子取組有付料として

米 3石3斗3升5合

但 幼少の子供預り養育料として同断

銀 300匁

但 老極難渋ニテ縁者の方へ引渡土産銀として同断

注(4) 三坂圭治 前掲論文9頁

(5) 山口県文書館蔵

銀 481匁

但難渋者之内病人医療薬代飯米等立下れし分右之辻  
右当嶋諸村窮民成立の儀先般厚く御詮議を以て丁卯賑恤修甫として新修甫御  
取立にて村々窮民去辰春以来追々御廻村、居体を御見分の上牛買渡農具肥等  
を始不足之物品買渡し彼是広太之御救恵筋とりても感悦奉り候去辰年分請払  
前書の通御座候条縮之員数を以定払修甫別廉請払御勘定を遂げ候御証拠物差  
出され候様此段宜御沙汰成され遣さる可候 以上

明治2年(巳)年8月

御恵米方 原 善藏

大庄屋 長井吉郎右衛門

増野 小属宛

以上の当嶋宰判の丁卯修甫にも、浜崎宰判の丁卯賑甫修甫同様、富農らから  
基金へ銀の寄付があったことが、当島宰判本控<sup>(14)</sup> (明治4年分)中にみえる。  
これが総てとは考えられないが一例として掲げておく。

記

銀六貫匁 福井下村

銀壹貫五百匁 大井黒川村

右諸村有徳之者其外より献納願出丁卯修甫請加差許され候分… (以下略)

### 火事逢百姓心付米

百姓宅火災の場合、類焼の場合、軒別米4升、火元の場合米2斗5升が修甫  
御恵米のうちから支出、しかし灰小屋からの出火は、不心得のためとて、救出  
米の支出はない。焼出されての家普請に要する材木は地下山からの優先的な伐  
採が許可された。<sup>(15)</sup> 以上は『防長風土注進案研究要覧』中の広田暢久氏解説に  
よるが、別の文書<sup>(16)</sup>によれば、類焼の場合は軒別3斗とあり、ただし借家の場  
合は1斗5升のみで、家主には心付無しと代官宛通達されている。

注(14) 山口県文書館蔵

(15) 『防長風土注進案研究要覧』前掲41頁

(16) 『山口県史料近世篇法制上』前掲 305頁

さて類焼の場合と、火元の場合の救与米に差があるのは当然としても、火元の場合には差をつけながらも、救与を実施したのは、本来の目的が救与によって、代替住宅を建てて一日も早く農耕に戻れるようにすること、すなわち、労働力保護であるからである。なお火災をおこした場合、近隣へ与える迷惑に対する謝罪の規定は別にあって、正徳3年(1713)付各代官宛通達によれば、類焼がある場合と類焼が無い場合とにわけて、失火者は夫々5日間と3日間の「遠慮」と定めている。これが比較的短期間であることも、そこに耕作労働の休みを最小限にとどめようとする配慮が働いているようにおもわれる。

### 村医者引留のための助米

厚狭郡吉田市は往来筋のみの土地だから、医者が居なくて難儀していたが、近隣宇津井村の医者荒木道仙が、吉田市に診療所をつくり、結局道仙は宇津井、吉田の外に松屋の三ケ村掛持ち治療をしているが、三ケ村から去られると困るので、三ケ村の上納貢租5,000石余に対する村行政雑費として差戻される弥延米(いやのべまい)のうちから医者へ助米したい、との趣旨の願書が元禄14年9月28日付、同村畔頭、頭百姓より上申され、庄屋、大庄屋を経て代官に出ている。<sup>40)</sup> 弥延米は地方行政費に宛てられて残余あるときは、戻り米として百姓人別に返すことになる性質のものであるが、その支出はもちろん代官の承認を得る慈恵の形式をとっての支出である。

## 第3節 共同体内相互扶助の奨励と強制

前節においてみた慈恵救済策は、近世における「社会事業」の支柱である。本節では、農漁村社会に網の目のように張りめぐらされていた共同体内の相互扶助と、これを支配者が奨励或いは強制して、救済の目的を達したことに ついて、明かにしたい。

ここで共同体というのは、血縁的結合たる家族・親族や、地縁的結合である

40)注 『山口県史料法制篇上』前掲 312頁

五人組・十人組・組合・結（ゆい）・講などをいう。このうち今日もなほ強い扶助機能を存しているのは、家族のみであり、その他の結合内の扶助機能は薄弱なものになっているが、近世ではその機能は盛んであった。

### 親族間の扶助

江戸時代においては、ある家族にトラブルが発生した場合その処理の責任は親族にあったのであるが、ここにこれを証する、大要次のような、私文書がある<sup>(1)</sup>。

「先大津郡湯町（現長門市俵山）に住むぬし屋吉左衛門と称する百姓が、かなりの借銀を残して死亡したが、伴松蔵は出奔して行方がわからない。銀主からの借銀返済の催促があったので親族一同協議して次のように対策をたてて、実行することにした。

- (1) 故吉左衛門所有の屋敷土地を売却して借銀を返す
- (2) 出奔中の伴松蔵が帰宅しても、この売却の責任は親族一同で負い、家屋敷の買主に対して松蔵から異議申立てさせないことを誓約する。
- (3) 売渡代銀から借銀を払った残金は親族で保管して、松蔵帰宅の暁の当分の生活費等に宛てる外、松蔵に関する面倒は、親族においてみる。」

文書は以上のような内容を認め、親族4名連署し、家屋買主宛のものであるが、これには、畔頭（くろがしら）と庄屋の奥書がついており、今日の公正証書のような効力を持ったものと考えられる。一百姓の死後その財産である土地家屋を、財産相続の伴不在のまま親族一同が処分したこと、そうして伴松蔵の今後に関しても親族一同共同責任を持つ事を確認している点、親族間の相互扶助義務は社会通念として当然視されていたことを物語っている。もし本件のような場合に親族一同が相互扶養義務を履行しない場合には、世間は、却って親族を批難するようになる可能性が強い状況にあったようにおもわれる。すでに前節でみてきたように、慈恵による救済は「よくよくの場合」に発動されるのであって、まず第一次的には、親族間や、またこれからみていくような地縁的

---

注(1) 長門氏俵山竹谷氏蔵

諸結合内の扶助が行われていたと考えられるのである。

### 五人組の連帯責任と相互扶助

五人組は五保の古制より発し、近世初期には切支丹銓索や治安上の必要から、徳川幕府が令を発して設けさせた近隣組織であるが、もともと隣人相互の情愛に基き成立した、「自然発生的隣保互助組織」<sup>(4)</sup>であって、相互扶助は盛んに行われるべき性質のものである。この組織に徳川幕府と藩政府は、「貢租納入・戸籍取締り・防犯・他国山行・御立山取締等の相互規制と連帯責任<sup>(5)</sup>」を課して、多目的多機能の共同体となったのであるが、その中心的機能は互助救済である。萩藩法制集である「二十八冊御書付」中には、五人組の者は、宛かも親類同様にお互いの家庭内の事にも通じて、不和の調停などもするようにとの訓諭がみえる。

「二十八冊御書付<sup>(4)</sup>」(正徳三年)より、

一 百姓の子供兄弟、其外不属物、無分別にて或いは勘当せしめられ、或いは追出し浪々の身と成り、行くべき先もこれ無く飢に及び、終に盗人と成り諸人の妨に相成候。近来捕へ候盗人多くは此類に候。庄屋、畔頭、五人組の者共寄合い父子兄弟の鬩和睦せしめ、其品至らざる様にたつて意見を加う可候。御代官衆も随分吟味致され、悪人に相成らざるように心遣い可<sub>レ</sub>有候事。同じ二十八冊御書付中には、五人組相互に犯罪者密告の義務を課し、或いは善事を奨励し、悪事は阻止すべき旨訓諭している。かくて五人組に対して飽くまで一家の如く結合するようにすることが支配者の方針で、五人組内の相互扶助も自然促進されることになる道理である。

二十八冊御書付(正徳三年)<sup>(4)</sup>より

一 百姓中五人組の儀、宗門究め為ばかりと心得可からず、何事に依らず宜しきよう吟味せしめる可候、五人組の内得と沙汰せしめ、盗人に宿を貸し、

注(2) 『防長風土注進案』前掲76頁

(3) 『同上書』同上頁

(4) 『山口県史料近世篇法制上』前掲 684頁

(5) 『同上書』前掲 685頁

又は博奕宿仕らせ候者之有るに於ては早速申出可候。自然緩怠仕り五人組の内壱人の悪人有レ之を隠し置、脇より聞届候時は品に依り残四人同罪に仰せられる可候。近年は五人組の人数をも銘存せざる者之有るように相聞え、甚だ謂れざる儀に候。五人組堅固に有レ之時は諸事紛間敷候。若し悪調儀一味せしめ候はば是又品に依り同罪と可レ為候。彼是能と申聞せらる可候事。

付 五人組の内善人有レ之に於ては残者共より其善事成立候様に可レ仕候。人の善事を嫌い突崩様に仕間敷候。扱又悪人有レ之は悪事相止、善人に相成様に達て意見を加う可候。大善人悪人共有レ之に於ては残者共より御代官衆へ申出可候。

以上親族、五人組内相互扶助についてみたのであるが、農漁村における共同体としては、これらの外に、結（ゆい）、講、地主と小作の結合・網主と漁夫との結合等は主として農事・漁業上の関係で、いわば経済的結合であるから、相互扶助の行わるべき必然性を充分具えているのである。

### 走り百姓の問題

近世農村の走り百姓とは、百姓がその唯一の生活源である土地を捨てて村を離れることで、食を得るあてのない放浪の生活に入るとは、自殺行為に近いものであるが、長州藩でも年々跡をたたなかつた。三坂教授は「長州藩の済民策」<sup>(6)</sup>の中で「天保6年1月以降1年間に萩藩内百姓の行方不明件数35件、これを地域別、月別にみると多くは山村の百姓で、誅求の前に生活と農業について成算を失い土地を離れていく姿が浮び上り、あわれである。」ほぼこのように述べている。百姓が一旦村を捨てると、再び他地で人別帳に登録されることは困難、帳外れになるか遊芸人、乞食になるか、いずれにしても深刻な生活問題である。また支配者としても、村から田畠耕作の労働力を失い貢納の減少にも及ぶので放置できぬ問題で、その予防策、一旦走った百姓を伴れ戻すこと、伴れ戻し後の処置などについて、五人組連帯責任で処置すべきことを決めている。

---

注(6) 三坂圭治前掲論文10頁

二十八冊御書付より<sup>(7)</sup> (代官宛通達)

一筆申入候。在々走り百姓の儀、身柄一分ばかり出奔仕り候段は、心得違又は何ぞ扱(よんどころ)無き仔細にて不図欠落仕るにても有レ之可候処に、妻子召連れ走り候段は至極難儀の道理有レ之、家内申合せ走り申相聞候条、向後左様の者無レ之様庄屋畔頭共常々其心遣仕、五人組の者共気付候様、各宰判中内々手堅其沙汰可レ有候。此為申入候。恐々譜言。(享保8年)

以上防止策を五人組に対して申付けようとの指示であるが、次に伴れ戻し義務も五人組に対して課するのである。

万治以前法制郡中箇条<sup>(8)</sup>より

一 百姓分散仕らざるように申付けらる可候。左候間、五人組、十人組の間に組合を申付けられ、その組合のもの一人なり共走り候はば、残者として指戻候ように申付けらる可候。手遣緩かに仕り、指戻儀相成らず候はば、残者は其品に依り、法度申付可事(寛永20年)

一旦出奔したが臆意帰参した場合には、早作田畠返還すべきことを下記のように定めている。帰参奨励策であろう。

四書御書付<sup>(9)</sup>より

一 帰参百姓有レ之時は、先抱の屋敷田畑ともに、仔細無きに於ては、早速当作人より差返す可候。作物立毛有レ之ば、作主昆納(こんのう)候て明地にて相渡す可事。(承応3年)

**捨子対策**

捨子発見の時は、発見者の土地の者その他希望の者が養うべきことを指示している。次にみるように「早速届に及ばず」とあり、支配者側は何ら対策を持たずもっぱら、土地の五人組、その他共同体へ強く責任をとらせようとする姿勢がみえる。

御書付其外後規要集より<sup>(10)</sup>

注(7) 『山口県史料近世篇法制上』前掲 167頁

(8) 『山口県史料近世篇法制上』前掲25頁

(9) 『山口県史料近世篇法制下』前掲3頁

(10) 『山口県史料集近世篇法制下』 191頁

一 捨子有レ之候はば早速届に及ばず、其所の者いたわり置、直ちに養候か、又は望の者有レ之候はば、遣す可候急度（きつと）付届に及ばず候事。  
（正徳元年）

### 人身売買禁止

子供や女子を労働力乃至娼婦として売買することは、古代律令制時代より広く行われていたことはよく知られている。中世以降は人身売買は原則的に禁止されていたが実際は行われていた。長州藩でも藩政当初は黙認状態であったが、寛永4年（1627）堅く禁制とした。これに関係する書付をみるに、一村内売買、女子は他村でも認めるなど、労働力流出に当たらない場合は、原則を多少崩す姿勢をみせている。関係文書を次に示す。

御法度書控より<sup>(1)</sup>

一 人売候儀他国えは申すに及ばず、御国内にても、人の売買停止の事。付 給主百姓の間の儀は、年貢未進などの方には召仕候ても、不レ苦候。他村へは一切仕る間敷事（寛永四年九月七日付）

御法度書控より<sup>(2)</sup>

一 寛永五年人の買得仕候者の事は、先代銀の沙汰に及ばず。先主之差戻し候は、代銀追て沙汰ある可事  
付、一村の内にて人の売買に付て作法の支有レ之ば、其村の御所務代衆の究次第たるべき事。  
付、女子の儀は、家継にて無レ之候はば他村に罷居候とても、縁者付などの事候はば不レ苦候。惣別作付の支に罷りならず候は女子の儀は男子同前にては有間敷事。右の沙汰に仕られる可候。（寛永6年3月12日付）

### 盲人の保護

盲人など身体障害者の生活問題は、今日でも困難な課題の一つであるが、江戸時代には一般職業に就くことが困難な盲人に対し、特定の職業を免許し、その職業活動を助成して、生計が成立つようにする保護の制度があった。すなわ

注(1) 『山口県史料集近世篇法制上』前掲40頁

(2) 『同上書』同上41頁

ち武士出身の盲人には盲僧、百姓町人出身盲人には座頭・瞽女(以下ゴゼとします)になることを認めて、身分証明のための提札(さげふだ)を交付して、「地神経などを読誦して、加持祈禱を行ひ、或いは琵琶、三味線などで歌曲遊芸をなし、或いはあんま、はりなどを行なって渡世する」<sup>63)</sup>ことを認許し、保護した。具体的な保護として、古法に従い両国内の旅行するにあたり、村々では宿所、食事、馬などを無償で提供するよう指示した。もし余りにも負担多いときは代官所へ申出るようにともしるしている。一方座頭ゴゼもその処遇に甘えることのないように訓諭している。以上関係文書を次にみていこう。

「二十八書御書付」より<sup>64)</sup>

御國中座頭ゴゼ諸在々往來の節、古法を以庄屋本より賄人馬共に無レ煩差出筈の事に候、元來盲の儀に候へは上よりも御憐愍成され、下にも相いたわり、往古より此如きの儀候処、近年座頭ゴゼ往來の節、賄等中々あらましにて古法に違ひ、愼て取相申さず、人馬の儀も何かと相滞り馬をば差出し申さざる由、相争ひ申所柄も之有る由相聞き候、向後古法に戻し座頭ゴゼ往來の節賄人馬共に相支えざる様に庄屋目代等沙汰致す可候、且又座頭ゴゼ共何かと謂はず緩急を申し、盲御憐みの御法に募り、庄屋目代等へも権柄なる儀共申候はゞ、其段申出可候、兼て左様の儀不レ仕様座頭ゴゼえも支配所より念を入れ、申聞せ置候様沙汰相成候間、旁其意を得可候事

一 右の通りに沙汰相成候て、座頭ゴゼ等大分の往來にて庄屋共迷惑仕る儀も有レ之可候条、向後は壹年中座頭ゴゼ賄等の儀、兼て帳を拵置付記し、暮に至り、御代官所え差出可候、其上にて過分迷惑仕儀候はゞ品に依て御了簡の筋も有レ之可候事

## む す び

さきに引用したように、万治制法中の郡中制法にしるされた「万民の身命を

注(3) 『防長風土注進案研究要覧』前掲 162頁

(4) 『山口県史料集近世篇法制上』前掲 707頁

養うものは農人の精力にあり」とは、農民こそ社会の全経済の源泉の生産者であることを喝破したものである。しかるに封建体制は、その体制存続のために、その農民を最低生活、しばしば餓死におとし入れる程の高率貢租を課して余剰生産物の収取を敢てしなければならなかった。その結果逆に「農人の精力」は磨耗、磨損乃至は、逃亡による流失などが起るので、その食い止めも体制維持策として必要なことになる。そのために行われた方策は、第一に慈恵的救済策であり、第二に人民相互の扶助を奨励乃至強制することであった。本稿では、長州藩のそれについて、第2節では前者を、第3節では後者を、それぞれ解明すべく取扱った。

第2節でみたように慈恵的救済の中心的な貯蓄金穀制度は、藩政時代中期より後期にかけて急速に発達し、殊に末期には盛んに活用された。その財源は、郡、村段階のものは地方税や、行政費剰余のほか、有力町人や百姓中「有徳の者」（富農）からの寄付が多くみられるようになることは注目すべき現象である。このことは一つには、農、商共階層分化がすすみ、同じ町人、百姓にも、大・中・小の区分が明確になり、その大きいものは、資産に余裕ができて支配者役人達の要請に応じて相互扶助行為の寄付ができるようになったこと。二つには幕末に長藩が列藩中孤立し、朝廷からも攘斥されて、元治甲子之変以来長防国内には挙国的呼びかけ、「長防臣民合議書」などが配布され、農商階層間に政治参加の気運が高まり、貯蓄米銀への寄付となってあらわれたと考えることができる。いずれにしても、武と農、商また農、商相互間に連帯意識が高揚されたことは疑い無く、三坂教授が指摘された、このような貯蓄米銀の盛んな活用は、維新戦に示された農民元気の源泉との説には同感である。

長州藩の「社会事業」の第2の柱として、農村に張めぐらされている各種共同体内における人民相互扶助をあげた。

そもそも人類の社会生活は、その発祥以来ほとんど共同体の中での相互扶助であったといえるのではなからうか。時代が下るに及び、生産力が発展し、共同体が分化していき、さまざまなゲゼルシャフトも成立するようになったのであるが、近世末期の農村にはまださまざまな共同体が存し、百姓はその網の目

の中にあった。共同体内部の相互扶助は元来、自然発生的なものであるが、幕藩支配層は、さまざまな方法で、相互扶助の奨励をしたばかりでなく、五人組、親族等には連帯責任を課して強制して、支配層自身の行う救済事業の不足を補うようにしたのである。このような相互扶助の力は表立ってはあらわれ難いが、かなり強力なものであったことは疑う余地はない。

さて封建制社会も、その矛盾嵩じて、幕藩政治的支配が崩れ、資本主義への移行発展が促進されると共に社会構造にも変化がおこる。多くの共同体組織は崩れ去り、代って自由主義的、個人主義的な集団、ゲゼルシャフトや、アソシエーションが噴出して来る。明治新政府が最初に直面した社会問題は、封建体制の崩壊直後に発生した多数の貧困者で、新しい資本主義経済も彼らを吸収できない状況下の貧窮者対策であった。新政府は、その応急対策として明治7年(1874)に恤救規則を公布したが、それは主旨として、「済民恤救は人民の情誼に因ってその方法を設くべき筈」と規定し、「目下差置難き無告の窮民」に対してのみ、最小限の救済を行うというものであった。この時すでに多くの共同体が相互扶助機能を失いつつあったので、この主旨は誤りであり、この規則で定めた扶助内容もきわめて不十分なものであるのに、その改正は長く放置されたままであった。厳密に言えば放置されたというのは正しくなく、政府には改正意図もあり、新法案が第1帝国議会に提出されたこともあったが、地主と資産家の代表であった国会で斥けられたのである。国会は国防を優先させて、公的扶助は惰民を養成するものとの理由で否決し去り、のちに、政府もこの大勢に同調した。こうして昭和6年(1931)救護法実施をみる迄は公的社会事業は暗黒時代で、わずかに民間人による慈善事業の灯が社会の片隅を照しつつけたにすぎない。昭和恐慌の中で生れた救護法もきわめて不徹底で、予算の裏付けも少なく、我国に近代社会に相応しい社会福祉法制が成立したのは、第2次大戦後に民主主義憲法を持つようになってからである。

第2節 注2付表 風土注進案三見村一村米・穀類収支表

A	三見村全人口	1,785人
B	米年平均収穫高	1,900石
C	御蔵入本土貢、延米、諸懸物、小貢共	1,177,74609石
D	米差引残 (B-C)	723,25391石
E	雑穀収穫	1,092,石
F	同上納高 (大豆として)	7,49154石
G	〃差引残 (E-F)	1,084,50846石
H	米・雑穀残合計	1,807,76237石
I	全村人口1年食料必要量 (1日5合として)	3,213石
J	全村年間不足量 (I-H)	1,405,23767石
K	1人1日不足量 $(J \times \frac{1}{A \times 356})$	2合16